

桑名市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

### 桑名市条例第32号

桑名市議会委員会条例の一部を改正する条例

桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員会の名称、委員定数及びその所管等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項第1号中キを削り、カをキとし、ウからオまでを削り、イをカとし、アの次に次のように加える。

イ 防犯・交通安全分野に関する事項

ウ 公共施設分野に関する事項

エ デジタル改革分野に関する事項

オ 総合政策分野に関する事項

第2条第2項第1号クを次のように改める。

ク 市民生活・活動に関する事項

第2条第2項第1号中コからソまでを削り、タをサとし、チをシとする。

第2条第2項第1号ケ中「環境・廃棄物対策分野」を「環境分野」に改め、同号ケを同号コとし、同号コの前に次のように加える。

ケ 人権・男女共同参画分野に関する事項

第2条第2項第2号ア中「地域福祉分野」を「社会福祉分野」に改め、同号イを次のように改める。

イ 保険・年金分野に関する事項

第2条第2項第2号中エからカまでを削り、キをオとする。

第2条第2項第2号ウ中「子ども・子育て支援分野」を「子ども・子育て分野」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 保健・医療分野に関する事項

第2条第2項第2号クを削り、同号ケ中「人権教育分野」を「社会教育分野」に改め、同号ケを同号カとし、同項第3号ア中「商業・工業分野」を「商工業・観光分野」に改め、同号イを次のように改める。

イ 文化分野に関する事項

第2条第2項第3号中ウを削り、エをウとし、同号オ中「都市デザイン分野」を「都市整備分野」に改め、同号オを同号エとし、同号エの次に次のように加える。

オ 社会基盤整備分野に関する事項

第2条第2項第3号カを次のように改める。

カ 住宅分野に関する事項

第2条第2項第3号中キ及びクを削り、ケをキとし、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。

第4条第2項中「の委員」の次に「（以下「議会運営委員」という。）」を加え、同条第3項中「前項の委員」を「議会運営委員」に改める。

第6条第2項中「特別委員」の次に「会の委員（次条の資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員を含む。以下「特別委員」という。）」を加える。

第7条第1項中「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第2項を削る。

第20条に次の1項を加える。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決めなければならない。

第22条第1項中「その他」を「、その他」に改める。

第23条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第28条の見出し中「公述人質疑」を「公述人の質疑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、改正前の桑名市議会委員会条例の規定によりそれぞれの常任委員会に付議されている事件は、改正後の桑名市議会委員会条例の規定により当該事件を所管する常任委員会に付議されたものとみなす。